

報道関係者各位

令和6年8月19日

教育長の職務代理について

教育長の入院に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、次のとおり、職務代理者が職務を行いますのでお知らせいたします。

1 教育長職務代理者

教育委員会委員 内藤 行雄

2 期間

令和6年8月19日から令和6年8月25日まで



SDGs 未来都市

【お問い合わせ先】 舞鶴市教育総務課（担当：瀬野）

TEL: 0773-66-1070、FAX: 0773-62-9897

E-mail: kyoikusoumu@city.maizuru.lg.jp